

史料報

第 39 号
昭和58年 9 月

善徳寺文書目録を作成して

高澤 裕 一

金沢大学
文学部教授

【城端別院 善徳寺史料目録】(富山県教育委員会 昭和五十七年三月 B5版、四七一頁)の作成に携わった経験を報告しながら、二、三の問題について指摘してみたい。

この目録作りでは、①前例の少ない近世寺院文書であること、②大量の文書を扱ったこと、③調査員の動員数とその能力に限度があったことなどのために、かなり苦勞をし、しかも反省点を残した。この三点はからまって問題を生んでいるのであるが、ここでは紙数に限りもあるので、近世寺院文書の分類について力点を置いて述べることにしたい。

善徳寺は、文明初年に蓮如が開基し、石山和議の時に教如方に付き、東西分派の時も当然東方に属して一向一揆の中で重要な役割を果たした連

枝寺である。永祿二年(一五五九)に現在の地、富山県東砺波郡城端町に移り来たと伝え、慶安二年(一六四九)に同郡井波町の瑞泉寺と共に越中一国における東派の寺法・国法兼務の触頭役となり、維新期まで勤めた。享保二年(一七一七)に本

山格となり、末寺五ヶ寺と金沢など三ヶ所に掛所を持ち、檀家は数百を数えたという。明治九年に城端別院となり、同十七年寺法改正によって別格別院と定められた。

その襲蔵文書のうち、中世末く近世初頭の法主、坊官や加賀藩主の書状等は以前から知られていたが、今回は炭俵に詰め込んだり、荒縄でしばってあったものまで洗いざらい取り出して整理した。目録では総点数六〇一九になったが、一通・一冊ご

目次

善徳寺文書目録を作成して	高澤 裕一……………(1)
史料の装備と配架	原島 陽一……………(4)
ユネスコ本部文書館専門官エヴァンズ博士を案内して	安澤 秀一……………(6)
近世史料の名称付与の作業について	「真田家文書」の整理を終えて― 笠谷和比古……………(12)
受贈圖書・彙報	……………(9)

とに数えれば一万は優にこえる量である。

調査班は楠瀬勝氏(富山大)を主任とし、富山県史編纂室と金沢大学から、調査員八名、調査補助員九名の計一八名で編成し、毎回の現地調査には数名から十余名が参加した。

他にも高校教師や自治体の専門職員で近世文書に堪能な人はいたが、勤務の関係でお願いすることは困難であった。つまり、富山・石川両県で動員可能な限りが右の人数であった。

補助員に金沢大学の大学院生(MC)を使ったのは冒険であったが、本人たちも不馴れを自覚して慎重に作業をしたので思ったより支障は少なく、彼らの習熟は顕著であった。しかし、

地方在住の専門的技量の持ち主の少なさは、ともかく指摘しておかねばならない。(ちなみに、筆者が主任調査員となつて作つた「加越能文庫解説目録」上・下―金沢市立図書館 B5版、千六百頁―は約一万一千点であったが、調査員を数人に限り、

暇に任せて作業をしたので十四年間かかった。その間、かつての若手も次第に一人前の研究者になり、勤務も忙しくなつたため、上巻と下巻ではメンバーが殆んど入れ代つてしまつた。地味で勞の多い仕事であり、業績目録では著書・論文に対して「その他」扱いされるのであるから無理もないのである。

作業はつぎのように行なつた。まず一紙文書と冊子を分け、一通・一冊ごとに史料カードに採つた。項目は、仮番号、文書名、紙数、法量(たて×よこ)正文・案文等の別、年月日、差出人、宛名、料紙の形態、端裏書、保存状態(破欠など)、そして必要に応じて本文の内容に関する注記やその他の留意事項を書き込んだ。原文書は一々封筒に入れた。その作業は延々と続いたが、その間に文書の全容がつかめるにつれて一紙文書の分類項目案を相談して立て、それを何度か修正し直した。冊子は編年を原則とした。

カードの作成が終わると、分類案によって全てのカードを仕分けし、関連文書が見つかる每一件文書としてまとめ、また分量の多少を勘案して項目を分割したり一括したりしながら分類を確定案に近づけ、各項目の中で的一点一点の配列を決めた。その上で、カードから必要事項を原稿化する作業に入った。このカード配分と原稿化過程で原本照合の必要なものがかかり生じて何度か現地へ足を運んだが、それは不注意による記入漏れの他に、文書名の付け方が不備とか分類の再検討が必要といったものもあり、こうした点に我々の未熟さがあらわれた。

最後に、目録が印刷されてから、確定した史料番号を文書のラベルと封筒および史料カードに記入し、その番号に全ての文書を配列し直して収納し、作業を完了した。

この仕事は、昭和五十四、五十五年度古文書等緊急調査事業として文化庁と富山県が経費を半々に負担して行われたものであるが、実際には昭和五十三年に予備調査を行ない、作業は五十七年までおくれ込んだので、結局四年余りを要した。五十六年度以降には県の事務職員は手を引いてしまい、予算なしで作業がつづ

いた。交通費は自弁、食事と宿泊は善徳寺の御好意にあまえた。

当初、文書の量と作業の見通しに甘さがあったため、おくれ込んだ責任は我々にあるが、古文書等緊急調査事業は、一方では各地方で史料目録作りを進捗させた点で評価すべきであると共に、他方では予算と年度を限られるため、多量の文書を限られた動員数で扱う場合は困るのである。お役所事務一般並みではない何らかの措置が考慮されるべきであろう。(ちなみに、富山県井波町の町肝煎文書は三万数千点に及ぶ近世後半期の在町の町政文書で、昨五十七年度から調査が始まったが、文化庁の補助は二百万円(町の負担も同額)づつ三ヶ年に限られており、三年目には目録を印刷しなければならぬ。これでは到底全部を完成させることはできない。せめて全文書を史料カードに採って分類を決めた上で、その第一巻として出すことが望ましいが、それもできないであろう。目録が不備、不便、不恰好なものになるのは目に見えている。)

さて、善徳寺文書の分類は最終的につぎのようになった。

一 重書類

(一) 古文書

(二) 冊子
(三) 本尊・聖教類等

二 古文書

(一) 善徳寺

一 由緒・触頭役

二 制規・触達(1 国法、2 寺法)

三 役務(1 国法、2 寺法、3 井波瑞泉寺、4 京都詰往返状、5 懸所往返状、6 寺内寺務、7 金沢御坊等)

四 交際(1 本山、2 加賀藩、3 井波瑞泉寺、4 触下・門徒、5 その他)

五 組織(1 一般、2 住職、3 住職付人、4 看坊・列座、5 家来・奉公人、6 金沢懸所、7 福光懸所、8 万現寺・大安寺等)

六 仏事(1 法事、2 講話、3 仏事次第、4 宝物弘通)

七 経営(1 寺地、2 普請・作事、3 会計、4 仏具・什器・料理、5 門前地支配)

八 同行・講・門徒(1 同行・肝煎、2 講、3 門徒)

九 その他

(二) 触下寺院

一 組織・役務(1 触下組織、2 国法役務、3 本山役務、4 触頭役務)

二 法義(1 教義、2 改派・帰参)

三 住職(1 寺格、2 相続、3 宝物、4 他行、5 家族、6 寺中等、7 処罰、その他)

四 仏事

五 経営(1 所替、2 寺地、3 作事、4 祠堂銀・当用銀等、5 貸借、6 盗難)

六 門徒(1 宗旨人別、2 出入・帰属、3 葬式取置、4 その他)

三 冊子

(一) 役義・法会・寺院諸事

(二) 諸留帳

この分類は、まず冊子と一紙文書に分ける方法をとっているが、「一重書類」は、由緒を物語る早い時期の書状を巻物に装丁したものや経典などが寺の重要文書として別置されていたので、そうした保管状態を尊重して別に立項したものである。また「二古文書」(二紙文書)の中は年紀のない書状類が多くて年次別配列は有効でないため、内容別に分類した。冊子は御用留類がかなりあるので編年で配列した。

だから、分類上の問題は「一紙文書」のそれについて述べることになるが、「二古文書」の項目は、もっぱら現存一紙文書の内容に即して立てたものである。近世寺院文書一般につい

ての分類モデルと言えるものは作られていないから、そうするしかなく、むしろ、将来のモデル作りの参考にすればという想いもあって、内容分類を詰めてみたのであった。そのために、分類と配列は最後まで微調整が続き、原稿は抹消と追加の多い印刷屋泣かせのものになってしまい、また、結果として分類が細かすぎて、却って利用者の便宜を損なうことになったかもしれないと反省している。

これが作業の詰めの段階で苦労した点であったが、それでも不充分さは蔽うべくもなく残った。調査員を最初から冊子を扱うグループと一紙文書を扱うグループに分けたこともあって、御用留などを活用して一紙文書の年代を推定することは、期限に追われてほとんど果せず、また近世寺院史・仏教史に精通したメンバーがいなかったために本山の坊官名などから年代を割り出すことも思うに任せなかった。その文書の全体に精通しなければ十全な目録は作れず、目録が精通のための基礎的な手掛りという関係であろうから、目録作りは本来むづかしい仕事であると思う。

つきに「(一)善徳寺」「(二)触下寺院」に二分した理由について述べよう。一つは、二百数十の触下寺院が主体

になっていて文書が相当の数を占め、また利用の上でも「触下寺院」として立項する方が便利であると考えたからであり、いま一つは、最初は個別寺院としての文書と触頭役関係文書に分けようとしたが、結局不可能と判断したためである。

あとの理由について言えば、この公・私両分類はある程度までできるが、峻別できないものも多い。たとえば、会計関係では、寛文二年（一六六二）より「公儀御用打銀」と呼ばれる触頭役遣い銀を触下寺院から徴集するようになるが、この公的費用だけについての収支文書類が作られた形跡がないので、善徳寺の総会計の中に繰入れられていると思われる。つまり公と私、役と家で分けることができず、役は家のものとして一体であるようにみえる。祝儀・見舞などの交際関係も然り。また、末寺五ヶ寺が善徳寺の家来として担当する寺務に触頭役の実務が含まれており、同行の懇志取持ちも公私を問わないなど。総じて、近代的な公私の概念で峻別できないところに、近世文書、ひいては近世社会の特質の一面があらわれていると思われる。

この目録について、近世仏教史の大桑齊氏から好意的な紹介をして頂

いた（『北陸史学』三一号）が、氏は近世社会では家を単位として役を負担するという考えに立って「家」文書と「役」文書の二大区分が近世史料分類の基本型であるとし、この目録については、二の(一)にある「二制規・触達」「三役務」は役方文書として(二)に区分すべきであると指摘された。しかし(一)は家、(二)は役という区分ではなく、(一)は家と役が混交したものと立て立ててあるので、この点大桑氏に誤解があるようである。そして、分類の基本型が家文書と役文書であるとされた点も、善徳寺文書でそのように試みたが、峻別できなかったのである。

この公と私、役と家の問題は、近世史で公儀論や身分論などとして研究上の焦点になっているから、今後、多角的に検討して究められるのであるが、善徳寺文書の目録作りからは、右のような解釈が浮び出てきたことを指摘しておきたい。

以上、ささやかな経験から考えたことを二、三拾い上げて記した。この文章は、昭和五十八年三月一日に国立史料館の研究会で報告した内容の主な骨子を生かしながら書いたものである。その研究会では、古文書整理のより良い方法、また古文書に

ついての細かな知識も教えて頂き、仕事の手ぎわの悪さや思い込みの違いなどに気付くことができた。その一々は、今は省略に任せるしかないが、地方でこうした仕事に携わっている者として、経験交流を広めることの必要を感じた。

それよりも、望みたいことは、各種の史料を分類整理する際の指針となりうる史料学の理論とその実際への適用についてもつと研究を進めてほしいし、できれば史料整理・保存について専門的知識・技能を持つ人を育成して各地に配置できる体制をとってほしいことである。私自身は昭和四二年以来、金沢の地で絶えず一つ以上の史料目録作りに関わってきて、その重要性を認識しているつもりであるが、本務の片手間的に、奉仕的に史料整理をするのでは能力の上で無理があると思う。やはり専門職がいて、その人を中心に調査が組織されなければ、素人の域を脱しえないのではなからうか。その意味で、国立史料館が果たす、センターとしての今後の役割に期待したい。

最後に、善徳寺文書は本年六月に一括して富山県文化財に指定された。近く善徳寺の宝物収蔵館も完成するので、閲覧は便利になるであろう。

史料の装備と配架

原島 陽 一

史料の整理・保存を進める時に、一紙類を紙袋へ入れたり、冊子型のものに帙を作ったりすることを装備とよんでいるが、それにはどのような方法が最適なのだろうか。装備は史料を汚損から守る保護処置であると同時に、整理の過程で史料の区分を明確にするなど整理用具としての性格をもっている。従って、この問題は整理と保存との両面から考えねばならない。また、保存の面からは書庫内での配架あるいは収納法とも大いに関連が生じるので、この点にも配慮する必要がある。

なお、装備という用語は、図書館で書籍類を整理する時に使用されているのを借用したものである。厳密に国語辞書式の解釈に従うと、装備には何らかの加工・着装を意味するようであるし、事実、図書館での装備には補強用の表紙をつけたり、ブックカードを貼りつけることを含めて広い範囲に及んでいる。その点史料に対して装備という言葉を使うのは、必ずしも適切とはいえないのであるが、ここで採り上げようと思う作業を総括できる他の用語を思いつかないのでそのまま使うことにした。従って、装備の種類によつては、その是非を検討しなければならぬことはいうまでもない。とはいえ、図書館で新刊雑誌の表紙に塗るような樹脂加工を史料にも適用しようとすることは、常識的にあり得ないことといえよう。

◇ ◇

始めに、史料の装備としてはどのような種類があるかをみておこう。第一は、封筒・帙・箱などの一種の容器の中へ史料を入れるか、または畳紙などに包む方法であり、第二は新しく表紙をつけたり貼合せたりして、史料に直接加工する方法とに大別することができる。しかし、史料の保存にはなるべく原形のままが望ましいので、第二の方法は避けるべきだと思ふ(本誌33号・34号の拙稿参照)。従つて、この方式には賛成でないが、念のため第二の方法に属するものを挙げておく。冊子型史料に

対しては新しく表紙をつけるのが主であり、ほかには同形の冊子を合冊することもあり得るが、実例は少いように思う。表紙の種類には、和紙を二ツ折にしたものや板目紙のほか、所蔵機関特製の表紙を用意することもあり、稀には洋装のクロス仕立に製本したものを見たことがある。次に書状などの書付類では、軸装を最右翼として、台紙への貼り付け、関連史料の貼り継ぎ、あるいは何通かを重ねて袖の部分で緩合せることもあり、更にそれへ表紙をつける例もある。また、本来は補修の手段である裏打ちを、虫損状況から判断してその必要のない史料にまで拡大している場合などは、裏打ちも装備の一種とみなしてよからう。

◇ ◇

いずれにしても、これらが史料の原形を破壊するものである限り、できれば避けたいし、もしこの方式に従う時は、後で調査できるように配慮がほしい。例えば、新たに表紙を追加する方法には何の支障もないようにみえるが、原表紙を逸している場合などには、後年になつて追加表紙の存在が疑問になることがあるので注意したい。

この方式の採用で困るのは、史料保存のためには優遇措置ではないかという考え方が一部に残っていることである。しかし、最優遇法とみられる軸装の史料に対して、その何百倍を超す史料が原形のままで残存している現実を忘れてはなるまい。

第一の部類に属する装備のなかでは、紙封筒が最も広く使用されている。ことに一紙類の史料を封筒に入れて整理している例は多い。封筒には、前述のように整理と保存との両面の目的がある。封筒の表面に、表題や内容・数量などの記入欄を印刷してあるのは、整理のためといえよう。従つて、整理方法によつて記載事項は増減してよいが、整理番号と数量だけは必ず記入しないと不便である。

史料の一部が封筒の外に出ていると、その部分に埃がたまつて汚れるから、封筒は大きい方がよい。だが経費の都合や、入れる史料に比して余りに大き過ぎるのも使いにくい。気づいた範囲での使用例をまとめると、角形2号の大きさが多く、これに長形2号を併用している機関もあるようだ。

防塵には、上部に折返ししの蓋がついている方が効果的であるが、出納の時に隣の封筒と重なりやすいので

必備とはい
い難い。部
厚な史料用
には、マチ
付の封筒が
便利なこと
は明白だが、
史料が入れにくいのと使用数量が少
いことなどのため一般化には至って
いない。

	ヨコ	タテ
33.3×14.1	ヨコ	タテ
27.8×11.8	ヨコ	タテ
33.7×24.0	ヨコ	タテ
27.7×21.1	ヨコ	タテ
47.0×24.5	ヨコ	タテ
44.4×30.3	ヨコ	タテ
49.8×40.0	ヨコ	タテ

単位：cm

当史料館で現在、使用している封筒を参考のために示せば右表の七種である。始めからこれらが完備していたわけではなく、発足当初は事務用封筒を代用し、まず長2形と角3形を作り、後に地図用・長1・角2と追加していった。長1と角2の採用は、史料の一部がはみ出すのを防ぐためで、封筒の保存効果を重視した結果である。大きさの追加より前に表面に印刷してある記入欄を縦書から横書に変え、ラベルを貼る位置に同形の枠を印刷するなど、何回かモデル・チェンジを試みている。

いろいろな大きさの封筒が用意されているのは、便利なようであるが、実際には問題がある。どの大きさの封筒を選ぶかに迷うこともあるし、書庫に配架した時に不揃いであるよりは大きさが統一されていた方が、見た目

によいだけでなく出納などにも便利である。両者の調整は今後の課題としたい。

序でに、当史料館が実施する所在調査などに使用する封筒として、長1・角2と同形のものを用意し、所蔵史料と混乱しないように「国立史料館調査用」と印刷してある。調査用には、長さ三〇センチ（幅は五と七センチの二種）の筒状の略封筒もある。書付類の外側にかぶせるように使うもので、収納にも携行にもかさ張らないので便利である。（これは福島県塙町史での実例を借用して作製した。）

◇ ◇

装備としての帙には、すべてオーダー製作であるため経費が高く、また史料を外部へ持たせねばならないなどの欠点はあるが、保存には多くの利点をもっている。ほとんどの史料が欠陥として表紙の脆弱さを保護するのに役立ち、縦横配架することを容易にし、防塵効果が高いことなどを挙げることができよう。

もつとも、帙の本来の目的としては、分冊形式になった何冊かの揃いものを一括しておくのに最も効果があるように思う。史料でいえば、編纂物にむいているといえよう。逆に

一冊ごとに独立しており寸法も揃いものが多い史料への応用には、それなりに限界があるのはやむを得ない。また、一〇センチの厚さをもつ仮表紙の史料などは、中央部がふくらみがちなもので、帙にきちんと納まりにくい。だからといって箱帙にすると、保存にやや問題がある。

この糊を使用すること、芯にボール紙を使用すること、湿気との関係で時に虫損を招く恐れがあるので（長沢規矩也「古書のはなし」など）、この点に注意しなければならぬ。書庫内の温湿度管理とも関連することであるが、帙自体を十分に乾燥させることは勿論、密閉性の強い箱帙や四方帙よりも、天地が明いている無双帙（丸帙）の方を選ぶのがよいと思う。通気性があれば虫損も受けにくいからで、見かけの丁寧さと保存効果とは別問題として評価し、本質を見誤ることのないようにすべきである。

二枚の板を平打紐で綴った夾帙（夾板）は、糊を使用していないことと通気性の高いことのほか、厳密に史料の寸法に合せる必要がないので予め用意しておくことができるなどの利点がある。閲覧利用の際に紐を解いたり結んだりする手間がかか

るが、保存には便利なので活用の余地はあると思う。ただ、構造上、二枚の板の間はかなり強く締めつけることになるが、この圧迫が多湿状態の時に虫害をもたらすことになる点に注意しておきたい。

序に、当史料館で用いている特製の紙帙を紹介しよう。一冊ごとに帙を作る予算はないが、むきだしのままで保存するには忍びないので考案したものである。縦二八・五、横五四・七センチの一枚の厚手の紙に、紐付き封筒の要領で、鳩目の留具に紐をかけて止めるようにしたものである。用途は専ら厚目の冊子で、封筒にはいり切らない五センチ厚ぐらゐから約三〇センチの冊子に使えるように紐の長さを決めてある。旧来の畳紙だと紐の貼りつけ部分が破れやすく紐自体も弱いし、且つ紐を結ぶ手間を省略しようと紐付き封筒の方式を応用したものである。厚さや大きさの融通が効くから、事前生産が可能であり、本式の帙に比べれば単価も安いのが利点である。ただ、鳩目の金具が長年月の間に錆びることと、並べて配架した際に隣の鳩目と引っかかり合うことのあるのが難点である。今後この点を改良していきたいと考えている。（つづく）

ユネスコ本部文書館専門官エヴァンズ 博士を案内して

安澤 秀 一

パリに本部をおくユネスコ総合情報計画部企画専門官(文書館担当) フランク・B・エヴァンズ博士が昭和58年7月17日から30日までの二週間、日本に滞在して、各地の文書館および類縁施設を視察した。

エヴァンズ博士来日の直接目的は、国立国会図書館がアメリカ合州国ワシントンの国立文書館から収集した占領軍総司令部文書(GHQSCA P文書)マイクロフィルム(現代政治史資料室扱い)の整理・保存・利用の指導にあつたが、また情報の乏しい日本の文書館施設の視察も含むものであつた。国会図書館には現代政治史資料室の他に、憲政資料室があつて明治期頭官旧蔵の史料を公開しており、文書館機能を果している部署について、直接に見たいということもあつたようである。

エヴァンズ博士はペンシルヴァニア大学でドイツ・フランス関係史を学び、大学の教壇に立っていたが、恩師ボズナー教授にすすめられてアーキヴィストに転身し、ペンシル

ヴァニア州立文書館長となつた。のち国立文書館に移り、要職を歴任したが、此の間、国立文書館やアメリカン大学のアーキヴィスト養成課程で文書館学を講じてきた。多数の論文をアメリカ・アーキヴィスト協会雑誌その他に寄稿し、一九七九年にはThe History of Archives Administration: a select bibliographyを刊行している。一九七六年以来、

ユネスコ本部へ出向となり、世界各国とくに発展途上国の文書館制度整備のために貢献されているのである。私は文書館国際会議ICARONDン一九八〇に出席した際、エヴァンズ博士と出合い、とくに昨年経済史国際会議ブタペスト一九八二の帰路、パリによってあらためてコンタクトを強め、以来ユネスコPGI報告書の数々を受取るようになっていた。

(拙稿「ブラックアフリカ諸国における文書館とアーキヴィスト養成課程」史料館研究紀要15号昭和58年) 国会図書館はエヴァンズ博士来日決定と同時に、滞日中のスケジュー

ルについて私に協力を求められた。そこで国立施設以外の文書館施設案内の私見を申出してみた。幸い快く御賛同を得ることができたのは、国会図書館各位、とくに参考書誌部法律政治課長藤田初太郎氏・現代政治史資料室星健一氏の御高配によるものと、感謝するものである。

さて7月17日朝早くエールフランス機で成田に到着されたエヴァンズ博士を、国会図書館藤田氏と共に迎えた私は、宿舎である国際文化会館まで案内し、滞日中のスケジュールを説明し、了解してもらつた。

週の前半に文部省ユネスコ関係者との会合、国会図書館・国立公文書館・外務省外交史料館・国立史料館の視察をすませた。

東京を離れて地方の文書館施設視察に向つたのは、7月23日7時19分発ひかり乗車に始まる。6時30分、宿舎に迎えに行くと、既に身仕度を済ませたエヴァンズ博士はロビーで私を待ちかまえていた。

金竜山下の岐阜県立歴史資料館へ着いたのは10時一寸過ぎであつた。角竹館長や驚見第一資料課長・高田第二資料課長の説明をうけながら、書庫・民俗資料収蔵庫は勿論、史料

搬入口から整理室、マイクロフィルム、オーディオヴィジュアル・音声資料の閲覧室と、館内をくまなく見せて頂いた。なかでも書庫入口での鼠返し板や、スリッパにはきかえる防塵対策には殊の外感心し、そして明治維新前の代官文書や各地の庄屋文書が家別に整理収納されていること、明治以降の県庁文書の整然とした収納状態をみて、文書整理原理つまり出所原則・原秩序原則の二つがよく適用されていることに満足していた。しかし民俗資料を収蔵するところで「博物館施設」として文化庁から補助金を得られるという説明には釈然としない面持であつた。それまでに「文書館法」の欠如している日本の事情を説明しておいたが、漸く呑み込めてきたようである。今後の課題として、非現行となる県庁記録を文書館へ移管することについての積極的な取組みを、示唆されていた。

視察のあと、昔乍らの店構えで駄尽しの日本料理を頂いた。小骨の多い鮎をどれだけ食べられるかと心配であつたが、全てをたいらげたのに驚かされた。美味を知る健啖家であつた。ついで金竜山ドライブウェイから濃美平野を一望に収め、岐阜羽鳥駅まで送って頂いたが、途中迂

回して川島町歴史民俗資料館に立寄って下さった。木曾川に面して、老人福祉センター・図書館が共存する複合施設であった。開館して間がないので史料の収集はこれからであるという野田館長の説明があった。地域社会の生きた記憶保存者である老人たちと、それをうけつぐ子供たち、そして日々の生活を支える現役の青壮年層が一堂に会する此の複合施設のユニークさは、日本の活力を支える地域社会の原点といえよう。

芦屋の拙宅に一泊した翌23日日曜、午前中は芦屋カトリック教会で祈りを捧げ、昼から神戸に出かけた。猛烈な暑さのため、いささかバテ気味の案内役は、冷房のきいた神戸ポトピアホテル29階で中華料理を食べることにし、大阪湾と六甲山を同時に眺望に収めて、早々に帰宅した。エヴァンス博士はいづれここで国際会議を開催したいものだ、たいへん気に入ったようである。

24日月曜の午前中は大阪の日本ペイントKK歴史館の見学である。国鉄福島駅から歩いて五分だが、高温多湿、会社についた時はすでに汗まみれである。総務部長玉川氏と前任者長谷川氏と挨拶をしているうちに、国会図書館星氏が合流する。明治14

年創立以来の会社資料の展示を拝見、前史として創業者の化学研究や製薬免許、そして企業化へという過程を経て、前身光明社から日本ペイントへと企業が成長していく間の経営史料が実によく残されている。巧みな展示と、出品されている企業資料の数々は瞠目に値する。更に現行記録管理マニュアルを頂いて、その整備への心配りをみると、企業史料館として今後一層充実したものになるであろうことが窺えた。

会社の車で梅田まで送って頂いたあと、大阪見物は空からと、阪急ビル31階の食堂街に昇る。四方八方どこをみても家々の連なりの途切れることのない景観には、さすがのエヴァンス氏も呆れ顔であった。緑の多い大阪城も、中ノ島も空中からの見学で勘弁してもらおう。

京都へは新快速をうまくつかまえたので意外に早くついた。京都大学湯川記念館の見学を考えていたのであるが、割愛することとした。

京都では宿舎くに荘に荷物をおいて、金閣寺と竜安寺へ行く。視察の合い間の僅かな息抜きである。更に平安神宮を拝観して外へ出た途端、曇り雲行が怪しくなる。つかまえたタクシーに乗るか乗らないかに大粒の雨

がたたきつけてきた。エヴァンス氏は、三人でお賽銭をあげた御利益がすぐに返ってきたと、笑わせる。

26日午前10時、京都府立総合資料館。田中館長はじめ森村庶務課長、竹中文献課長、宇野文化資料課長、歴史資料課中谷氏・黒川氏から、夫々総論・各論の説明を伺い、また各部門の実際を拝見する。

博物館・図書館・文書館の複合施設たらざるを得ない事情については、既にこれまでの経験で判っていたことであるが、運営におけるバランスのとおり方が難かしいであろうという。地下にある東寺百合文書収納庫の完全空調・防塵設備に対し、近世・近代文書庫の状態が気になったようである。歴史資料課では橋本女史・富田氏も加えて懇談となる。その中でエヴァンス氏が、アーキヴィストは史料を最初に手にするという特権に浴するが故にその特権の濫用を慎まねばならないと云うと、皆さんから強く同意の声があがる。

京都国際ホテルでの昼食のあと、東寺に御案内頂いた。広大な伽藍の配置、国宝建造物と仏像の美事に打たれ、最後に塔頭観智院で抹茶の接待にあづかった。お茶席から出る

間にまぶしかった。東寺小久保氏のお心配りに感謝する。

京都駅まで送って頂き、席もとれ無事東京へ帰った。路に梅雨空で見ることの出来なかつた富士山が、夕焼けの赤い綿帽子をかむったシルエットを浮び上らせ、博士は盛んにカメラのシャッターを切っていた。

26日水曜午前中は日本橋小舟町にある富士銀行金融資料室をたずねた。鈴木室長・畑調査役のお二人から展示室始め書庫まで丁寧な御案内をうけ、展示室の貨幣収集品や、銀行業務について御説明頂いた。地下の書庫は開設した許りであるため、今後の適切な収集と整理が期待される。

午後は経団連会館において、企業史料協議会と専門図書館協議会関東地区協議会との共催で、エヴァンス博士の講演会が行われた。約50名の参加者があった。講演テーマは「記録管理と文書館運営」としておいたが、共催団体のことを念頭において話をすすめるようということで、原稿なしのおつつけ本番の通訳を、星さんをお願いした。話は、欧米においてアーキヴィストとライブラリアンが一堂に会して研究会を行なうことは珍らしいけれど、こうしてお互いの業務を理解し合おうという姿勢は

尊重されねばなるまいという前置きのあと、今日の文書館にとつて重要な四つの問題を論じた。1保存、2

選択、3非伝統的媒体による非印刷情報、4利用者であり、夫々について簡にして要を得た見解が述べられた。通訳も入れて丁度一時間で四つ

の課題をバランスよく論じたのには全く驚かされた。行を共にして、鋭い観察力、抜群の記憶力そして豊かなユーモアに感じ入っていたが、明快な分析力と話術がかくも見事に表

明された背景には、ユネスコでの豊富な海外視察の経験（既に70ヶ国を廻り、7月の日本、8月のペルーと

ブラジルがこれに加わる）と深い学識があるからであろう。なお私も「アーキヴィストとビジネスアーキ

ヴィスト」という話をさせて貰った。27日木曜は本年6月1日新館完成

の埼玉県立文書館の視察であった。訪問時間打合せの際、午後は歴史資料保存利用機関協議会（史料協）関

東近県の文書館施設に呼びかけて講演をお願いしようということとなり、

吉本埼玉県立文書館々長から、東京都公文書館・神奈川県立文化資料

館・茨城県歴史館・栃木県史編纂室・群馬県立文書館・藤沢市立文書館、それに国立公文書館・国立史料館に

対して講演会・懇談会の御案内が出されていた。

吉本館長の御案内で、近世史料・明治元年以降の県庁文書・最近の県庁文書と、三種の収納庫を見学し、

また県内各地の各種地図や写真の収集、あるいは貴重史料のマイクロフィルム化と閲覧用の紙焼本、さらに

閲覧室と開架の参考図書や各種の検索手段など、埼玉県立文書館の誇る諸設備を具に見て廻った。特に貴重

史料およびマイクロフィルム・磁気テープのための二つの特別保存室、つまり24時間運転の空調設備には感

嘆したものである。特別保存室でのスリッパはきかえを吉本館長が説明すると、岐阜での経験から当然の事

だと答えて、吉本氏を驚かせていた。一階では史料搬入口と燻蒸設備、清掃・整理室の巧みな連係をみて、い

かにも満足そうであった。とくに書庫のハロゲンガス消火設備には、ワシントンの国立文書館でさえまだ設置していないと感嘆していた。

全てを見終らないうちに昼になってしまった。午餐を共にし乍ら話はずみ、エヴァンス氏からまことに

素晴らしい施設であるが、こうした点はどうだろうかといくつか質問がでた。文書館は地域社会の協力を必

要としている。納税者および将来の納税者（つまり児童・生徒）の理解を得るための事業活動として、展示

や集会室はどうか、空調設備に汚染大気の濾過装置は付いているか、などである。吉本館長から、展示して

います、集会室は午後の講演会場がそれです、また丁度いま県下各地へ史料取扱講習会の巡回中のため職員

が出張中であること、濾過装置は勿論付いている、と全て実施している旨の答えが出て大笑いとなった。

さいごに傷つき易いマイクロフィルムを紙焼本にして閲覧に供することを日本に来て始めて見た。その利

点と、費用の経済性に注目したいという。そして九九%の完成度を認め

た上で、なお改良すべき所が残っていないかと追求する態度を持ち続けたいと、最大限の賛辞が呈された。

午後の講演会は、夫々の現場で長年実質的にアーキヴィストとして経験を積んできた人々の集まりであった。エヴァンス博士の講演はまず「歴史資料保存利用機関協議会」という

会の名称への賛辞から始まった。つまり保存と利用という役割が直載に示されていることへの深い共感が述べられた。アーキヴィストの業務を

順序だてて話をすすめていくうちに、

午前中の視察における満足感、また鋭い反応を示す聴衆へのアーキヴィストとしての同僚意識とがしだいに

高まってのことであろう、予定の時間ををはるかに超過して、原稿なしの二時間に及ぶ大講演になってしまっ

た。此の日も通訳を務めて下さった星さんは疲労にめげず、最後まで明確にエヴァンス博士の講演を吾々に

伝えてくれた。僅かな休憩をはさんで質疑応答となったが、茨城の上田

さん、藤沢の高野さん、神奈川の相沢さんと、あいつぐ質問にそれぞれ30分近くの応答があつて、ついに5

時になってしまった。他にも質問をなさりたい方が多勢おられたが、止むを得ず打ち切らざるを得なかった。

エヴァンス博士と行を共にした6日間、多くを学ぶことができた。また日本の地方文書館や企業史料館の

実際を、始めて専門家の視察に委ねることが出来た。膨大な史料が存在し、事実上の文書館施設があり乍ら、

文書館としての独立性や、専門職としてのアーキヴィスト制度・アーキヴィスト養成課程の欠如などを眼の

あたりにし、「文書館法」制定の必要性とその実現への協力が約束されたのである。（昭和58年8月3日成稿）

近世史料の名称付与の作業について

——「真田家文書」の整理を終えて——

笠谷和比古

史料館所蔵の真田家文書については、そのうちの簿冊型史料の分は既に公開されている（史料館所蔵史料目録第二八集）。真田家文書にはこの他に書付型史料が二万点余存在しており、今回の第三七集の目録には真田家の奥向・幕府勤役関係史料を中心に、右のうちの約三千点を収めた。その史料の概要・特性等については目録の解題に記したので、こちらを参照されたい。

さて近世の書付型史料については一部のものを除いて史料名称の確立されていないものが殆んどなのである。そして本目録の対象とした史料が書付型のものであったところからして、史称名称の付与という問題に不可避的に取組まざるを得なくなったのである。そして例えば「老中返札」「老中申渡書」「御側役御用状」「御奥元々役伺書」「家老差函書」等々の名称を設定していった。（具体的・個別的な史料名称の設定については目録解題を参照されたい。）

ここでは右の目録作成の経緯に鑑

みて、近世の書付型史料の名称付与の作業は如何ようになされるべきであるかという作業規則の問題としてこれを考えてみたい。なお筆者は嘗て、同じく史料名称付与の問題を人間の社会的な行為類型との関連において、原則的な形で考察したことがある（『近世史料の「名称」付与の問題点、本館報第三三号所載』。従って本稿においてはこの問題を、もう少し史料整理、目録作成の実務に即した観点に立つてその議論を進めてゆきたい。

この名称付与の作業に際して先づ以って留意されなければならないことは、それが実際に役に立つものであること、そして同時に学問的な吟味に耐え得るものでなければならぬということであろう。即ち目録で史料の名称を見た人間に対し、また当該史料に触れた人間に対して、その史料が如何なるものであるかを明瞭に理解させてくれるような、史料の全体性と本質性へ導いてくれるようなものであることが求められる訳

である。目録作成者の自己満足に終始し、史料の利用者に混乱と誤解を与える体のものであってならないのは当然であろう。総じて名称付与の作業に際しては何よりも、恣意の排除こそが根本的な要請なのであり、恣意的な名称付与は無価値である以上に危険なものと言ふべきであろう。では、恣意的でない名称付与の作業のあり方とはどのようなものとして捉えられるであろうか。それは原則的には次の二つのことを意味するものではないであろうか。即ち

- 1 何人も承認することが出来、従って個人的な嗜好を超えたところに構成されるべき統一的な作業規則という観念を確立すること。但しこの作業規則の統一性というものは、個々の史料を何らかの画一的な枠にはめ込んで、統一的な史料名称の一覧表を作ることではない。寧ろ作業者の心構えの統一性というべきものであり、個々の史料に名称を付与するに際して、自分以外の何人であっても自分と同じように処理するであろうかと自問し、反省すべきであるという位の意味のものである。
- 2 この作業規則は単に総ての人が合意するだけでなく、史料そのものの中に、その合理的な妥当根拠を有

するものとして構成されねばならないこと。殊に史料の内在的な性格——時代性・地域性・背景的状况・様式性・機能性等々、及びこれら諸属性間の関連性——を明らかにし、これに名称付与の作業規則を基礎づけるようなものでなければならぬ。

右に挙げた二点は全く抽象的なものであるが、要は史料名称付与の作業を、客観的“なもの”として確立すべきものであること、即ちこの作業を開かれた討議の対象となるものとし、その妥当性如何が特定の權威への信仰によつてではなく、あくまでも史料そのものの分析から導き出される論理的な妥当性として判断されるように構成していく態度こそが、問題の初発に置かれなければならないと考える次第なのである。

以下、今回の「真田家文書目録」において採用した名称付与の作業規則を述べて、右の問題を少しく具体的なものにしてみたい。本目録においては名称付与の作業を次に挙げる三つに分類して行つた。

- 1 先づ個々の史料について、その各々の史料の類型に対する「当時の呼称」を探索し、これをその史料名称として採用した。これは史料にとつて最も自然なやり方で、おそら

く何人も異論の無いところであろう。本目録においては「老中御書取」「御側役御用状」等と名づけたものがこれに相当する。

しかしながら、以下の問題との関連で言うならば、このケースにおいても目録作成者の作為性を抜きに作業を進めることは出来ないであろう。

その一つは名称付与の前提としての、各史料の類型化的把握という作業に伴うものである。即ち幾つかの史料について「当時の呼称」が確認された時、その史料と様式上の同一性を有する史料が分類され、この分類された史料の総てに対してこの「当時の呼称」が付与されていくのであるから、様式性に基づく史料の類型化的把握はこの最も単純なケースにおいても不可欠の作業である。

今一つは、「当時の呼称」として記されているのは「御書取」なり「御用状」といった要素的な史料名だけなのであり、これを先に掲げたような史料名称に具体化していくのは目録作成者の作為によるという事情である。史料名称付与の作業に際しては、目録作成者は単に「当時の呼称」を探索するのみならず、暗黙のうちにこれらの史料が如何なる社会的配置関係・役職体系の中で作成された

ものであるかを検討し、それに基づいて史料作成者の役職名などを要素的な史料名に冠することによって具体的な史料名称に構成しているのである。

これらの事情から、この第1のケースといえども史料名称の付与は目録作成者の作為の所産なのであり、決して史料の自然にあるがままになるという訳にはいかないのである。

なおここに挙げた作為のあり方についての二つの問題は、当然のことながら以下の各ケースにも当てはまるものである。

2 次に右のような史料の「当時の呼称」が見当たらない場合、または「当時の呼称」が存在したにしても、それが余りに漠然としたもので、当該史料の典型的な特性を表示するものとしては不十分であるような場合について。

後者の事例を挙げるならば史料の「当時の呼称」が「書付」とか「覚」としか表記されていないようなものである。当時の人々はこれらの史料について、もっと具体的で、その特性を表示するような呼称を開発しなかつた訳であるが、各々の史料が作成授受された個々の局面に即してみるならば、これらの「書付」「覚」と

いった呼称の背後に「……という固有の場(特定の問題事項・社会的な位置関係・歴史的状况等)」において使用される「……という固有の機能目的をもって作成された」……という固有の様式を備えた」という規定性を暗黙のうちに、そしてそれ故に当然のこととして潜めている場合が多いのである。だから目録作成者は表面的な「当時の呼称」の背後に潜む、その「固有の場、固有の機能性・様式性」を解明した上でその固有性を充分に表示しようとする名辞を求めていかねばならないであろう。右の観点は「当時の呼称」の見当たらない種類の史料の場合についても同様を生かされるものであろう。

この第2のケースにあつては目録作成者の作為が強く求められることになる。そしてそれは同時に、恣意の横行の危険性を孕むことを意味するであろう。目録作成者は名称付与の作業の根拠を史料そのものの中に探つてゆかねばならないであろう。

その具体的な方法の一つとして、当該史料の「伝達行為に対する当時の呼称」を求めていくものが挙げられるであろう。凡そ史料なるものが社会における人間の伝達意思の所産であり、当該史料の伝達行為のあり

方はこの伝達意思の社会的性格を表現するものであるから、この伝達行為の類型に対する当時の呼称は当該史料の名称の基礎として援用しようものでないかと考える。

今回の目録では、幕府老中より真田家当主宛に特定の幕命を伝達した史料を「老中申渡書」とし、また真田家の家老が真田家諸役人よりの伺書に対して回答指示を与える史料を「家老差函書」と名づけたのがその事例である。これらの史料は共に固有の機能性・様式性を備えたものであり、それぞれの史料の「伝達行為に対する当時の呼称」として「申渡」「差函」という用語を見出し得、且つこの用語が右の種類の史料にほぼ「一意的」に対応していることを知るのである。この事実が史料に即した史料名称の付与という目標にとって一つの根拠をなすように思われるのである。

この他のやり方としては、史料文面の止め文言に留意して「奉伺候」なら「伺書」、「奉願上候」なら「願書」、「申上候」なら「申上書」等々と名称を付与していくものがある。これらの止め文言は大体において当該史料の機能性を表示している訳であるから、これもまた史料名称付与

の方法として妥当なものと言うべきである。

だが、このケースにあつても「伝達行為の呼称」や「止め文言」に過度に依存するのは問題を空虚なものにしていくであろう。例えば伝達行為の呼称としての「……を達ス」や止め文言の「申上候」を有する史料については、実際にはもつと区分がなされて然るべき幾つかの類型のものが雑多に、これらの名辞の下に一括されているのが普通である（この点については「真田家文書目録」の解題に「申上書」の場合について触れておいたので参照されたい）。従つてこれらの名辞に過度に拘泥してならないのは、「史料の当時の呼称」にそうしてならないのと同様であろう。

これらの名辞を史料名称に採用し得るか否かのメルクマールは、これらの名辞が当該史料の類型的な意味での固有性と、「一意的」に対応しているかどうか、即ちこれらの名辞の存在が特定の固有性を有する史料類型の存在の必要かつ十分な条件をなしているかどうかという点であろう。

3 「史料の呼称」も「伝達行為の呼称」も「止め文言」にも、凡そ当該史料の名称を導き出す根拠となる同時代的な名辞が皆無の場合にはど

うするのか。しかも近世史料にあつてはこのようなケースが少なからず存在するのである。

しかしながら、このケースにおける問題の解決の仕方にも既に述べ来たところから自ずと明らかであり、同時代的な名辞が見当たらないということは史料名称の付与が出来ない、またはその営為が無価値であるということを意味しないであろう。

史料の類型的な意味での「固有の場」「固有の機能性・様式性」についての説明が充分になされる必要がある。そしてこれに基づいて当該史料の固有性を「一意的」に表示しうる適宜の名辞を選択し、これを用いて史料名称を構成することになるであろう。この場合の「適宜の名辞」の選択が問題となるが、これは他家文書の類似的な史料名の援用でもよいし、史料の固有性の説明が充分になされているのであれば目録作成者の造語であつても差支えないように思われる。

さてこの第3のケースの事例を真田家文書の中より挙げるならば「御答書」と名づけたものがこれに近いであろう。これは真田家の家老が特定の事案について関係諸有司に諮問を下した際、これへの答申のために

作成されたものが本類型の史料である。この類型の史料は文面の止め文言が「申上候」であるから「申上書」としてもよいところであるが、前述の如く「申上」という語が多義性を有する漠然としたものであること、そして本型史料の諮問を前提にして作成される答申書という固有性を考慮に入れるならば、それでは如何にも不十分に思われた。そこで「当時の呼称」や史料文面にその名辞を有さないにも拘らず、「御答書」の名称を採った次第である。なお「御答書」の名称については諮問や問合わせへの回答として、近世史料一般にしばしば見られる「御答」「答書」という名辞を援用したものである。

以上、近世史料の名称付与の作業について三つのケースを挙げて述べて来たが、その作業規則は結局総てのケースについて同一である。これを今一度纏めるならば次の通りである。

イ、史料の類型化的把握。

ロ、史料の類型的な意味での「固有の場、固有の機能性・様式性」の説明。イとロは同時に進行するものである。

ハ、右の固有性を「一意的」に表示しうる名辞の探索。

ニ、右の名辞は「史料の当時の呼称」「史料の伝達行為の当時の呼称」「史料文面の止め文言」「他家文書中類似史料の名称」等の歴史的な名辞の内より選択される場合もあるし、また目録作成者の造語としてもありうる。

ホ、選択された名辞を用いて先づ要素的な史料名を決定し、次で史料の授受関係に着目して、史料作成者の社会的身分・役職名等を冠することによって具体的な史料名称に構成していく（但し勘定関係の「金子借用証文」等は一般に作成者の社会的属性を冠しない。この点の差異については後考に委ねたい）。

以上である。史料名称の付与に際しては何よりも史料の類型的な固有性の説明を第一義とすべきこと、「当時の呼称」なるものもこの検討から反省されて始めて、史料名称への採用の妥当如何が定まるものであること、これが本論の要旨である。

作業の実務の面から言うならば右の検討とは、当該史料が如何なる局面で、如何なる意味や目的を以つて使用されたものであるか、また授受関係者の役職・身分が何であるかを関係史料と突き合わせながら考察し、

他方で様式的な分類を進め、更にはその様式性と機能性との対応関係を考慮しながら各史料の名称を付与していくという過程をたどるのであろう。

これは史料を表面的に捉えるだけの作業に比すならば、著しく負担を重くするものと言ふべきであろう。しかしながら、名称付与の作業を学問的に有意義なものとするためには、それは避けて通れないものであるように思われるのである。

史料名称付与の作業のあり方について述べてきたが、今回の『真田家文書目録』において以上の規則が満足のいくように適用されている訳ではない。この規則を逸脱し矛盾し、更らには全く混乱に陥っているものが多数見出し出される。他方またここに述べた作業規則そのものが不十分であり、誤まった方向に議論を進めている危険なしとしない。これら名称付与の作業規則および、その個別の適用の両面に亘って大方の御批判を頂ければ幸いである。

受贈図書

昭和五十七年度(二)

- 近世の日本(榎本宗次)
日本海運史概説(同右)
江戸時代史(同右)
日本封建制度史(同右)
復刻版庄内藩士並諸家系図(同右)
通貨研究資料(13)~(15)・(18)・(20)(同右)
日本外交文書 大正十四年 第一冊・ロンドン海軍会議予備交渉・条約説明書(外務省)
滝川市史 上・下巻
(岩手県)横浜町誌資料 第二集
(宮城県)大衡村史料 第二・三集
仙台市文化財調査報告書 第36・39集
(仙台市教育委員会)
北海道市史資料集 第4~6集
栃木県史 通史編7
新編埼玉県史 資料編5
浦和市史 第三巻
八潮市史 史料編 近代III
岩槻市史 近世史料編IV・近現代史料編II
春日部市史 第三巻 近世史料編III
所沢市史 近代史料1
浦和市史調査報告書 第十三集
世田谷区社寺史料 第一集 彫刻編
- (世田谷区教育委員会)
郷土資料館資料シリーズ 第21号(八王子市教育委員会)
霞台遺跡群大附遺跡他(青梅市遺跡調査会)
青梅を歩く(青梅市教育委員会)
大和市史資料叢書 1
秦野市史資料叢書 3
秦野市民俗調査報告書 1・2
春日山城とその城下町の研究(花ヶ前盛明)
(富山県)山田村史 下巻
松任市史 現代編 上巻
(長野県)松尾村誌
(長野県)古牧誌
蛭塚遺跡発掘調査概報(浜松市博物館)
- 豊橋の文化財(豊橋市美術博物館)
豊橋市埋蔵文化財調査報告書 第3集(豊橋市教育委員会)
草津市史 第一巻
藤井寺市文化財 第3号
羽曳野市埋蔵文化財調査報告書 7
(羽曳野市教育委員会)
埋蔵文化財調査のしおり(同右)
明石市史資料 第三集
- 相生市史編纂資料 別冊 水守亀之助資料目録
和歌山市史 第9巻
(徳島県)驚敷町史
(福岡県)杷木町史
三条市史 資料編 第八巻
大分県史 美術篇・古代篇I・中世篇I
大口市郷土誌 上・下巻
江戸の矢立展(町田市立博物館)
井上コレクションの古瓦(八王子市郷土資料館)
山村の生活展あんない(東北歴史資料館)
新幹線と遺跡展(同右)
新幹線と遺跡(同右)
縄文人の食生活(大田区立郷土博物館)
会員名簿 昭和57年度(體會館)
新田堀江氏研究 通史・資料・各論(新田堀江氏研究会)
大阪の老舗(大阪商工会議所)
シオノギ百年(塩野義製薬)
創業百年史(広島銀行)
神奈川大学五十年小史
(青森県)浪岡町史資料編 第十二集
能代市史資料 第13号
山形県史 第一巻
村山市史 別巻一
村山市史編集資料 第九~十一号

- 天童市史編集資料 第29～31号
 新庄市史編集資料集 第1号(新庄市教育委員会)
- (福島県) 鏡石町史 第二卷
 (福島県) 熱塩加納村史 第1巻
 福島市史資料叢書 第35・36輯
 茨城県教育財団文化財調査報告 12
- 16
 小山市史 史料編 近世I
 群馬県史 資料編12・26
 与野市史 中近世史料編
 (埼玉県) 図説大井の歴史
 所沢市史調査資料 19・20・別集3・4
- 東松山市史編さん調査報告 第24集
 戸田の歴史と文化(戸田市市史編さん室)
 戸田の絵馬(同右)
- (千葉県) 印旛村史 近世編史料集I
 湖北村誌(我孫子市教育委員会)
 我孫子市史資料 金石文篇I・II
 成田山靈光館図録 第3集
 豊島区史 年表編
 諸国道中袖線の東海道(赤羽根秀一)
 国立国語研究所資料集 10-6
 関口日記 第十九・廿巻(横浜市教育委員会)
- 福井県史 資料編3
 間部家文書 第二卷(鯖江市)
 長野県教育史 第二卷 総説編二
- 岐阜大学教育学部郷土資料 (1)～(10)
 袋井市史 史料編二
 (愛知県) 御津町史 史料編下巻
 新修大津市史 第五巻
 福知山市史 第二巻
 山城和束の昔話(京都府立総合資料館)
 摂津市史 史料編二
 町史こぼれ話(大阪府阪南町)
 大塩事件と大阪近代(内田九州男)
 三軒屋遺跡―昭和54年度の調査―(泉佐野市教育委員会)
 泉佐野市所在遺跡発掘調査概要 I(同右)
 泉佐野市埋蔵文化財発掘調査報告 I・II(同右)
 奈良人形その歴史と伝統(奈良市)和歌山県史 近現代史料六
 (広島県) 大朝町史 下巻
 (福岡県) 大刀洗町史
 直方市文化財調査報告書 第4集(直方市教育委員会)
 (宮崎県) 川南町文化財調査報告 1(川南町教育委員会)
 浦添市史 第二巻
 日笠一族(日笠 賢)
 伊勢崎市立図書館のあゆみ
 上田の幕末・維新(上田市立博物館)
 岩手の懸仏展(岩手県立博物館)
 薩摩ガラス展・細川家伝来狂言装束
- 土佐派の絵画・食のうつわ(サントリー美術館)
 グンゼ株式会社八十年史
 学習院大学史料館叢書 第三巻
 技術の社会史 3(有斐閣)
 統計資料シリーズ No.22～25(一橋大学経済研究所日本統計文献センター)
 仙台市文化財調査報告書 第40～43集(仙台市教育委員会)
 鶴岡市史資料篇 荘内史料集 11・18
 南陽市史編集資料 第8号
 福島市史 別巻II～V
 福島市史資料叢書 第31～34輯
 (茨城県) 鹿島町史料集 社家文書巻老
 (茨城県) 鹿島町史 第三巻
 (茨城県) 筑波町史 史料集 第五・六篇
 栃木県史 通史編6
 加須市史 通史編
 近世武州名栗村の構造(埼玉県名栗村教育委員会)
 船橋市郷土資料図録 4(船橋市教育委員会)
 東久留米市文化財資料集 2・7・8
 (東久留米市教育委員会)
 武生市史 資料編 小字名一覽
 大宮市史 第三巻(上・中・下) 第四・五巻・資料編一・二
- 千葉県史料 近世篇 佐倉藩年寄部屋日記(一)・中世篇 本土寺過去帳
 長野県史 近世史料編 第四巻(二)
 松本平総合研究中間報告(信州大学人文学部)
 (岐阜県) 宮川村誌 通史編上・下・史料編
 (岐阜県) 川島町史 通史編・史料編
 静岡市史 総目次 年表 索引
 御殿場市史 別巻I
 久能山東照宮伝世の文化財(久能山東照宮博物館)
 豊田市史 二巻・年表
 (三重県) 射和文化史(山崎 保)
 宿場町枚方とくらわんか(中島三桂)
 兵庫県史 別巻
 広島新史 資料編II
 伊予吉田旧記 第一輯(吉田郷土史料研究会)
 城間船中国漂流顛末(竹原孫恭)
 日光叢書 社家御番所日記二十二(日光東照宮社務所)
 守屋舍人日記 第四巻(文献出版社)
 原色浮世絵大百科事典 第二巻(大修館書店)
 図説日本の歴史 下(学習研究社)
 北海道そして旭川その生いたちと人びとのくらし(市立旭川郷土博物館)
 上智大学史資料集 第1・2集

- 宮大工越後高田竹沢氏の系譜〔竹沢攻
一〕
- 後藤之山 附宮詞百首〔後藤守一〕
筑前国革座記録 中巻〔福岡部落史研
究会〕
- 北のあかり 北海道電力三十周年記
念誌
- 尼崎の文化遺産〔尼崎市立地域研究史
料館〕
- くらしとあかり〔大田区立郷土博物
館〕
- 白山信仰と一向一揆展〔小松市立博物
館〕
- 開館30周年特別展九州古代のまつり
〔熊本博物館〕
- 浅草寺日記 第六巻〔金龍山浅草寺〕
宿場町植下の集落形態〔上山市〕
- 鶴岡市史資料篇 荘内史料集17
東松山市史 資料編 第二巻
牛五郎日記 第三冊〔宮田 満〕
福生古文書研史料 六号〔福生市古文
書研究会〕
- 〔新潟県〕 栄村誌 民俗文化史料篇
柏崎市史資料集 近現代篇2
榑野遺跡 1982〔浜松市教育委員会〕
半田山遺跡発掘調査報告書〔同右〕
越前遺跡発掘調査報告書〔浜松市遺跡
調査会〕
- 〔愛知県〕 南知多町資料集 第一編
資料叢書 第二輯〔皇学館大学〕
- 大阪市史史料 第七輯
長崎市史年表
- 〔大分県〕 九重町文化財調査報告 第
八輯〔九重町教育委員会〕
大森消防署50年のあゆみ
日本外交文書 ジュネーブ海軍軍備
制限会議〔外務省〕
- 経済研究 第三・四集〔大東文化大学〕
憲政記念館の十年
青森県立図書館郷土双書 第十九
号〔二十一集〕
- 近世の北上川と水運〔東北歴史資料
館〕
- 鹿角市史 第一巻
鹿角市史資料編 第七集
〔山形県〕 西川町史編集資料 第十三
号〔二〕
- 米沢市史〔編集〕 資料 第九号
米沢市史資料 弘化三年町方民数帳
二本松市史6 近世III〔資料編4〕
〔福島県〕 田島町史 第9巻
〔福島県〕 岩代町史 4
水戸市史 中巻四
史料調査報告 第十八・十九集〔足利
藩研究会〕
- 越谷市史 続史料編 第三集
鳩ヶ谷市の古文書 第七集
岩槻市史料 第十三・十四集
横浜の文化財 横浜市文化財総合調
査概報四〔横浜市文化財現況調査団〕
- 〔石川県〕 能都町史 第四巻
新修稲沢市史 資料編四
名古屋叢書 第十九巻〔名古屋市教育
委員会〕
刈谷町庄屋留帳 第九巻〔刈谷市教育
委員会〕
- 館藏品図録 I〔名古屋博物館〕
埋蔵文化財発掘調査概報 1982〔京都府
教育委員会〕
泉南市史 史料編
七大寺巡礼私記〔奈良国立文化財研究
所〕
- 和歌山県史 近現代史料七
資料調査報告書 第八集〔鳥取県立博
物館〕
陰徳記抄〔岩国徴古館〕
防長寺社由来 第二巻〔山口県文書
館〕
- 鳴門市史 中巻
鳴門市戦没者名簿
国東仏教民俗文化財緊急調査報告書
〔元興寺文化財研究所〕
沖繩県史料 前近代2
中世鑄物師史料〔名古屋大学文学部国
史研究室〕
正倉院展〔第三十四回〕〔奈良国立博物
館〕
旅だちの民俗〔八王子市教育委員会〕
岩手の伝統産業展図録〔岩手県立博物
館〕
- 大鋸コレクション展〔石川県立郷土資
料館〕
芳賀矢一選集 第一巻〔国学院大学〕
古文書学習講座テキスト〔川崎市産業
文化会館学芸課〕
かわさきの歴史学習講座資料集〔同
右〕
- 函館病院120年史
〔北海道〕 苫前町史
国典類抄 第八巻〔秋田県立秋田図書
館〕
- 本荘市史 史料編II
山形市史資料 第64号
上山市史編集資料 No.35
〔福島県〕 棚倉町史 別巻一・二
西ノ窪遺跡発掘調査概報〔千葉県袖ヶ
浦町教育委員会〕
練馬区史 歴史編
私の民俗誌 三〔福生市教育委員会〕
写真集青梅〔青梅市教育委員会〕
長野県史 近代史料編 第二巻〔一〕・第
一〇巻〔一〕
- 岡崎市のクモ類〔岡崎市教育委員会〕
長岡京市文化財調査報告書 第9・10
冊〔長岡京市教育委員会〕
鳥取県史 5
草戸千軒町遺跡研究資料 一〔広島県
草戸千軒町遺跡調査研究所〕
好色五人女 グラフィック版〔世界文
化社〕

編年百姓一抔史料集成 第十卷(三一) 書房)

壁紙百年史(壁紙百年史編纂委員会)

名古屋の博覧会(名古屋市博物館)

丁巳東西蝦夷山川地理取調日誌

上・下(秋葉実)

日本塩業大系 近代(稿)(日本専売公

社)

統海事史料叢書 第七卷(日本海事広

報協会)

神奈川県史 通史編5・7 資料編21

別編3

北海道立図書館蔵書目録 第9~13

分冊

北海道刊行政資料目録 第16号(北

海道総務部行政資料課)

北海学園大学増加図書目録 第17号

釧路市立郷土博物館収蔵資料目録

(II)

岩見文庫郷土資料総目録(弘前市立弘

前図書館)

弘前図書館蔵書目録 B 図書の部

その1 索引

東北大学所蔵和漢書古典籍分類目録

和書書名索引

宮城県内公共図書館所蔵郷土関係論

文目録(宮城県図書館)

秋田県立秋田図書館所蔵系図・家譜・

家伝目録

山形県史料所在目録 第1集

行政資料目録 昭和55年3月31日現
在(福島県企画調整部統計調査課行

政資料室)

歴史資料館収蔵資料目録 第11集(福

島県文化センター)

(茨城県)藤代町史料目録 第一集

(藤代町教育委員会)

史料目録 11・12(茨城県立歴史館)

茨城県立歴史館蔵書目録(須田文庫)

栃木県史料所在目録 第12集

小山市史料所在目録 第8集

桐生市史料目録 第3集

(群馬県)新田町古文書所在目録

(全)

群馬県近世史料所在目録 19~21

史料目録 第5集(岩槻市教育委員会

市史編さん室)

収蔵資料目録 I(埼玉県立歴史資料

館)

諸家文書目録 第1集(志木市史編さ

ん室)

成田市史料所在目録 (1)

成田山靈光館資料目録 第2集

我孫子市史資料目録 1~4

関寛斎翁遺品目録(東金市立東金図書

館)

資料目録 図書編(上)・(下)(郵政省

通信博物館)

学習院大学史料館所蔵史料目録 第

六・七号

憲政資料目録 第十三(国立国会図書

館)

越後国頸城郡上板倉郷桶海村後藤家

文書目録(国士館大学文学部国史研

究室)

萩原家文書目録(調布市郷土博物館)

熊沢家文書目録 その1・2(同右)

金子家文書目録(同右)

東京都立中央図書館蔵東京関係図書

目録

東京都立中央図書館蔵地区目録

租税資料目録 第4集(国税庁税務大

学校租税資料室)

早稲田大学図書館文書目録 第3集

東京都公文書館所蔵庁内刊行資料目

録 18

特殊文献目録 4~6(一橋大学産業

経営研究所)

旧荏原郡上野毛村名主田中家文書目

録(世田谷区教育委員会)

明治大学刑事博物館目録 第50号

沖繩研究資料 1・2(法政大学沖繩

文化研究所)

山梨県西八代郡三珠町役場所蔵文書

仮目録(東京大学近世史研究会)

神奈川県史資料所在目録 第52集

整理済地震古文書目録 (I)・(IV)

(東京大学地震研究所)

神奈川県立図書館蔵書目録 和書の

神奈川県関係新聞記事索引 第21集

(同右)

秦野市史資料所在目録 第6集

新聞記事(横浜毎日新聞・横浜貿易新

報)目録 第4集(同右)

新聞記事(横浜貿易新報・神奈川新聞)

目録 第5集(同右)

藤沢市史資料所在目録稿 第15集(藤

沢市文書館)

茅ヶ崎市史資料所在目録 (5)

上越市立高田図書館郷土史資料目録

城端別院善徳寺史料目録(富山県教育

委員会)

砺波市歴史資料調査報告書 第一集

(砺波市教育委員会)

白山本宮加賀一ノ宮白山比咩神社古

文書目録(金沢大学日本海文化研究

室)

小浜市史料所在目録 第4輯(小浜市

教育委員会)

酒井家文庫藩政史料目録(同右)

根津文庫図書目録(山梨県立図書館)

長野県郷土資料総合目録 増加第1

集(県立長野図書館)

岐阜県史料調査報告書 第1・3号

(岐阜県歴史資料館)

岐阜県所在史料目録 第10集(同右)

郡役所文書・高山出張所事務文書目録

(同右)

(以下次号)

彙報

○第二九回近世史料取扱講習会

今年度の近世史料取扱講習会は、次の通り開催される予定であり、すでに受講者が決定している。(A)一〇月三〜七日、於京都府総合資料館 受講者四三名(B)一〇月一七〜二二日 於国文学研究資料館 受講者四一者

(1) 文書館学序論

国立史料館 安澤 秀一

(2) 古代中世史料概論

A 神奈川大学短期大学部教授 網野 善彦

B 大阪大学文学部教授 黒田 俊雄

(3) 近世史料概論

A 九州大学経済学部教授 秀村 選三

B 武庫川女子大学文学部教授 大竹 秀男

(4) 近代史料概論

A 明治大学文学部教授 海野 福寿

B 名城大学商学部教授 山崎 隆三

(5) 史料の保存科学

A 東京国立文化財研究所名書研究員 岩崎 友吉

B 同前保存科学部長 江本 義理

(6) 近世の民俗資料

A 武蔵大学人文学部教授

福田アジオ

B 元東京都教育庁主事 金山 正好

(7) 史料の補修

A 宇佐美国宝修理所長 宇佐美直行

B 宮内庁書陵部専門官 古関 豊

(8) 幕藩史料読解

A 国立史料館 藤村潤一郎

B 同 前 笠谷和比古

(9) 町方史料読解

A 国立史料館 大藤 修

B 同 前 鶴岡実枝子

(10) 村方史料読解

A 国立史料館 安藤 正人

B 同 前 浅井 潤子

(11) 史料の整理・管理 I

国立史料館 原島 陽一

(12) 史料の整理・管理 II

国立史料館 安澤 秀一

(13) 史料の所在調査法

国立史料館 山田 哲好

○計報

国文学研究資料館史料館部会評議員井上光貞氏(国立歴史民俗博物館長)は、今年二月二十七日御逝去になりました。謹んで哀悼の意を表します。

○評議員会議の開催

一、三月二日 昭和五八年度予算、

昭和五七年度事業報告等について

二、七月一日 昭和五八年度事業計画、昭和五七年度概算要求等について

画、昭和五七年度概算要求等について

なお、七月一日付をもって、国立歴史民俗博物館長土田直鎮氏が史料館部会評議員に任命された。

○運営協議員会議の開催

一、二月二八日 教官人事、昭和五八年度事業計画等について

二、七月一日 管理運営の概況等について

三、七月一日 管理運営の概況等について

四、七月一日 管理運営の概況等について

五、七月一日 管理運営の概況等について

六、七月一日 管理運営の概況等について

七、七月一日 管理運営の概況等について

八、七月一日 管理運営の概況等について

九、七月一日 管理運営の概況等について

十、七月一日 管理運営の概況等について

十一、七月一日 管理運営の概況等について

十二、七月一日 管理運営の概況等について

十三、七月一日 管理運営の概況等について

十四、七月一日 管理運営の概況等について

十五、七月一日 管理運営の概況等について

十六、七月一日 管理運営の概況等について

十七、七月一日 管理運営の概況等について

十八、七月一日 管理運営の概況等について

十九、七月一日 管理運営の概況等について

二十、七月一日 管理運営の概況等について

二十一、七月一日 管理運営の概況等について

二十二、七月一日 管理運営の概況等について

二十三、七月一日 管理運営の概況等について

二十四、七月一日 管理運営の概況等について

二十五、七月一日 管理運営の概況等について

二十六、七月一日 管理運営の概況等について

二十七、七月一日 管理運営の概況等について

二十八、七月一日 管理運営の概況等について

二十九、七月一日 管理運営の概況等について

三十、七月一日 管理運営の概況等について

岡田良一郎言論関係文書の紹介

(一) 大藤 修

2 『史料館所蔵史料目録』第三九集

(三河国八名郡乗本村菅沼家文書)

同第四〇集(信濃国松代真田家文書その三)を来年三月刊行予定。

3 『史料館叢書』六として「徳島藩職制取調書抜」下を来年三月に東大出版会より刊行予定。

○史料の所在調査

一、八月四〜七日、大阪府泉南郡熊取町教育委員会保管中家文書

二、九月二〜四日、京都市中京区室町通二条上ル松井隆治氏所蔵京都冷泉町文書

なお、調査報告は次号に掲載予定。

史料館報 第三九号

昭和五八年(一九八三)九月三十一日発行

編集・発行 東京都品川区豊町一ノ二六ノ一〇

国文学研究資料館内

国立史料館

電話(七八五)七二二一(代)

印刷所

東京都文京区小石川一ノ二ノ七

勝美印刷株式会社

電話(八一三)五二〇一(代)